

令和 8 年度 大阪市立鶴見南小学校「学校安心ルール」

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会（学校）」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。
- 学校は児童ひとりひとりの状況等も十分にふまえ、対応について判断します。

	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な 約束ごと	・嘘をつかない ・ルールを守る ・人に親切にする ・勉強する				
第1段階	・授業時間におくれる	・からかう、ひやかす ・物をかってに使う	・指導を素直に聞かない	・物を大切にしない ・自分の机等に落書きをする ・学校の物をかってに使う	・その場で注意 ・場合によっては家庭連絡 ・個別指導 ・自己を振り返る活動
第2段階	・授業のじゃまをする ・授業に関係のない話をす る ・授業をさぼり校内をうろつく	・無視する ・仲間はずれにする ・悪口、かげ口を言う ・こわがるようなことをした り言ったりする	・指導を無視する ・からかう、ひやかす ・指導に対して反発する ・挑発的な態度をとる ・バカにしたようなことを言う	・学校の物をこわす ・カードやゲーム等で賭け事をする	・その場で注意 ・家庭連絡 ・複数の教職員による個別指導 ・自己を振り返る活動
第3段階	・授業中、故意に妨害する ・テストのじゃまやカンニング を繰り返す	・いやがることを言ったり 無理やりさせたりする ・暴力をふるう（プロレス 技をかけることも） ・物を故意にこわしたり、す てたりする	・指導に対して激しく抵抗す る ・脅しやこわがるようなこと をしたり言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつか るなどの暴力をふるう	・万引きなど法律に違反するよう なこと ・お金の貸し借りをする	・家庭連絡 ・一定期間の別室における個別指導及び学 習指導 ・関係諸機関（警察・こども相談センター）と 連携し、学校内で指導を行う。 ・状況によっては個別指導教室を活用した 指導
	第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議します。 学校生活以外の事案に関しては、段階にかかわらず関係諸機関との連携となる場合があります。（SNSにかかる事案に関しても同様です。）				